

市内在住、かつ令和 8 年 4 月 1 日時点も市内在住予定で
受入歳児が 2 歳児までの保育所の 2 歳児クラス保護者様用

令和 7 年 1 0 月 1 日

保護者各位

川口市保育幼稚園課長

卒園後の保育所等の利用について

平素は、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましてお知らせいたします。

現在、保育所を利用しているお子さんにつきましては、令和 7 年度末をもって卒園することとなりますが、継続して本市内にある保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合、下記のとおり、必要となる手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

なお、継続して本市内にある保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合、新規に利用申込を行う（あるいは、今年度卒園ではないが転園を希望する）お子さんと比較し、優先的な配慮を行います。が、できる限り多くの保育施設を希望していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 継続して保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望する場合

資料「令和 8 年度 卒園に伴う転園のご案内」（本通知文に綴ってあります）の内容をご確認のうえ、令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）までに、必要書類を現在利用している保育所まで提出してください。

※令和 8 年 3 月 3 1 日までに川口市外に転出する方は、今回保育所等変更の手続きをしていたとしても、転出した時点で申込が無効となるため、令和 8 年 4 月 1 日以降川口市内の保育所等を利用することができません。

2. 令和 8 年 4 月以降保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望しない場合

今回、手続きの必要はありません。

【大事なお知らせ】

令和 8 年度の転園申請を行ったかどうかに関わらず、令和 7 年度（今年度）の転園申込は、令和 8 年 1 月申込まで有効です。

「卒園まで預けたい」などの理由で、令和 7 年度中の転園を希望しなくなった場合は、必ず取り下げの連絡を行って下さい。ご連絡がない場合は、令和 8 年 1 月の利用調整まで、現在お預かりしている令和 7 年度転園申請のとおり選考を続け、内定した場合は必ず転園することになります。また、転園の希望園や兄弟条件を変更したい場合は、申込内容変更届を提出してください。

この件に関する問い合わせ先
川口市保育幼稚園課 入所係
電話：048-258-4097（直通）

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

令和8年度 卒園に伴う転園のご案内

受入歳児に制限がある保育所(2歳児クラスまでの保育所)を利用しているお子さんが令和8年度についても、市内の保育所・認定こども園(保育所部分)等の利用を希望する場合は、下記のとおり、手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

～大切なお願い～

利用調整にあたっては、優先的な配慮をしておりますが、保護者様の利用希望状況(希望する園が少ない場合や、同じ園に希望が集中してしまう場合など)や、園の募集状況によっては、4月の入園施設のご案内が難しくなる場合があります。4月以降、在園する施設がなくなってしまうことを避けるために、利用希望保育所等につきましては、通園可能な範囲で、できる限り多くの保育所等をご記入くださいますようお願いいたします。

1 提出書類

次のア～ウ(ウは該当する方のみ)の書類を提出してください。

ア 令和8年度利用保育所等変更申請書(本資料に添付の厚紙になります)

※希望する保育所等の施設名のほか、施設コードの記入が必要となります。9～10ページの「資料3:保育施設一覧(卒園児用)」をご確認ください。

イ 保育の必要性の事由を証する書類(保育所にて配布、市ホームページよりダウンロード可)

※詳細は3～6ページ「資料1:保育の必要性の事由を証する書類」をご確認ください。

※保育の必要性の事由を証する書類は父母ともに必要となります。

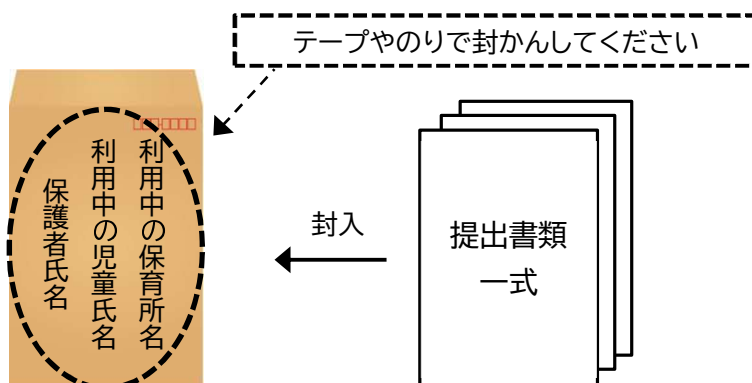
ウ その他必要となる書類(該当者のみ)

※詳細は、7～8ページの「資料2:その他必要となる書類」にてご確認ください。

2 提出方法、提出期限

現在利用中の保育所へ、令和7年10月15日(水)までに提出してください。

提出書類一式を、利用中の保育所名、児童氏名、保護者氏名を記載した封筒に封入のうえ、封かんして提出してください。期限までに「イ 保育の必要性の事由を証する書類」が間に合わない場合は、11月19日(水)(不備書類提出期限)までに提出する旨のメモを入れてください。



市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

3 書類提出後の流れ

ア 記入漏れや不足書類がなかった場合

受付が完了した旨の内容を記した書類を郵送します。利用調整結果を通知するまでお待ちください。

イ 記入漏れや不足書類があった場合

記入漏れの書類又は不足書類の内容を記した書類を郵送しますので、下記の提出期限までに、不足書類等を持参又は郵送(期限日までに必着)により、提出してください。

【不足書類等の提出期限:令和7年11月19日(水)16時30分※保育幼稚園課必着】

4 希望保育所等を変更する場合

書類の提出後、希望保育所等を変更する場合は、令和7年11月19日(水)16時30分必着で、「申込内容変更届」を提出してください。

5 申請を取り下げる場合

書類提出後に家庭の状況が変わった等で、申請を取り下げたい場合は、下記期日までに必ず保育幼稚園課に連絡してください。

【取下げ期限:令和7年11月19日(水)】

※期限後であっても、取下げすることが決まった時点で、なるべく早いご連絡をお願いします。

6 川口市私立幼稚園 預かり保育実施一覧について

今後の預け先について、選択肢の一つとしてご検討いただけるよう、14 ページに預かり保育を行っている幼稚園の案内を添付しています。

預かり保育の詳細や、その他の費用、入園申込方法等につきましては、幼稚園ごとに異なりますので、幼稚園に直接お問い合わせください。

7 令和7年度の転園申請について

令和8年度の転園申請を行ったかどうかに関わらず、令和7年度(今年度)の転園申込は、令和8年1月申込まで有効です。「現時点で転園できていないのであれば、卒園まで今の園に預けたい」等の理由で令和7年度中の転園を希望しなくなった場合は、必ず取り下げの連絡を行って下さい。令和8年1月の利用調整まで、現状お預かりしている令和7年度転園申請のとおり選考を続け、内定した場合は必ず転園することになります。また、転園の希望園や兄弟条件を変更したい場合は、申込内容変更届を提出してください。

8 兄弟条件について

「卒園するお子さんの転園申込」と、「卒園するお子さんの兄弟の転園(あるいは新規入所)申込」を同時に行う場合、「兄弟で必ず同じ園に内定する場合のみ転園(あるいは新規入所)させる」ことができませんので、兄弟で異なる園に内定する場合があります。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

資料1: 保育の必要性の事由を証する書類

※川口市所定様式は保育園から受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※法人代表者又は個人事業主を除く	・就労証明書	必ず就労先事業者に作成を依頼してください。 就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し(入所後は退所)となります。 ＜就労証明書を準備する際の注意＞ ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って 3 か月以内に発行された書類が有効です。 ※複数の勤務先で就労されているかたは、それぞれの勤務先の就労証明書が必要です。
就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※法人代表者又は個人事業主である場合	・就労証明書 ・(法人の場合) 法人事業概況説明書 (又は会社概況書「1.総括表」)の両面の写し ・(個人の場合) 青色申告決算書(又は収支内訳書)の1枚目、2枚目控えの写し	※前頁＜就労証明書を準備する際の注意＞をご確認ください。 ※令和7年1月以降に開業したなど、やむを得ない理由により左記書類の提出ができない場合は、直近 3 か月分の収入が分かる書類(請負契約書や受注票等)を提出してください。書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県 lowest賃金 1,078 円(令和6年10月1日時点)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※事業収入以外にも給与収入があるかたにつきましては、左記書類のほか、追加で確定申告書 B (第1表、第2表)などを求める場合があります。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労(1か月当たりの就労時間が64時間以上) ※勤務する会社の代表者が配偶者である場合	・就労証明書 ・就労実態申告票	※前頁<就労証明書を準備する際の注意>をご確認ください。 ※配偶者が代表者となる法人(個人事業主)の就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県の最低賃金1,078円(令和6年10月1日時点のもの)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※1か月当たりの就労時間が64時間未満の場合は保育所等利用に関する誓約書の提出もあわせて必要です。 ※就労実態申告票は、利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。
就労(1か月当たりの就労時間が64時間未満)	・就労証明書 ・保育所等利用に関する誓約書	※川口市が指定する様式を使用してください。 ※保育所等利用に関する誓約書は、利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って3か月以内に発行された書類が有効です。
内職	・就労証明書 ・収入の分かる書類	※収入のわかる書類とは、青色申告決算書(又は収支内訳書)の1枚目、2枚目控えの写し、もしくは、直近3か月分の収入が分かる書類(請負契約書や受注票等)となります。これらの書類が提出できない場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書をあわせてご提出ください。 ※就労時間は、収入(売上)金額を埼玉県の最低賃金1,078円(令和6年10月1日時点)で割り返して算出します(割り返して算出した就労時間が、就労証明書に記載されている就労時間を上回る場合を除く)。割り返した結果、1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、就労として扱えないため、保育所等利用に関する誓約書の提出をいただき求職活動認定となります。 ※業務委託として委託元事業所が就労証明書を作成いただける場合は、内職となりません。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
就労内定	・就労証明書	就労内定の場合は、必ず就労先事業者にて作成を依頼してください。 就労先事業所に無断で作成又は改変を行った場合は、内定取り消し(入所後は退所)となります。 ※川口市が指定する様式を使用してください。 ※就労予定時間を記載してください。 ※就労証明書に記載された1か月当たりの就労時間が64時間を下回る場合は、「保育所等利用に関する誓約書」の提出が必要となります。
起業準備		
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し	※母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されている部分をコピーして提出してください。
障害	・障害者(療育)手帳の写し	※氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限(判定日)内のもの) ※有効期限(判定日)が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、手帳の更新後に、新たな手帳等の写しの提出が必要となります。
病気・怪我 (入院中)	・ア～イのいずれかの書類 ア 診断書 イ 入院計画書の写し	※申込時点で、1か月以上の入院の場合(1か月以上の入院が見込まれている場合も含む)で、利用希望開始日以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※診断書は、保護者のかたが家庭で保育ができない旨と入院期間、治療等に要する期間の記載が必要です。 ※入院期間や治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書(または利用開始日以降の入院計画書の写し)の提出が必要となります。
病気・怪我 (入院中以外)	・診断書	※入院中以外(1か月以内の入院の場合を含む)で、利用希望開始日以降も引き続き治療等が必要と見込まれているかたが該当します。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※保護者のかたが家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。 ※治療等に要する期間が保育所等の利用希望開始日より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、利用開始日以降の新たな診断期間と家庭で保育ができない旨の記載のある診断書の提出が必要となります。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
 受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

保護者の状況	必要となる書類	留意事項
災害復旧	・罹災証明書	※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。
同居親族の介護・看護 (1か月当たりの介護・ 看護時間が64時間以 上)	・介護・看護状況申告書 ・ア～ウのいずれかの 書類 ア 診断書(入院計画書 の写し) イ 介護保険被保険者証 の写し ウ 障害者(療育)手帳の 写し	※介護・看護状況申告書は川口市所定様式を使用 してください。 ※診断書(被介護者が入院しており、入院中も介護・ 看護が必要な場合は、入院計画書でも可)は、利 用申込日(郵送の場合は到着日)の6か月前まで に発行されたものが有効です。 ※介護保険被保険者証は、認定が記載されている 部分をコピーして提出してください。 ※障害者(療育)手帳は、氏名や等級・有効期限(判 定日)が記載されている部分をコピーして提出し てください。(有効期限(判定日)内のもの)
求職活動(予定含む)	・保育所等利用に関する 誓約書	※川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って 3 か月以内に記入された書類が有効です。
就学(1か月当たりの 就学時間が64時間以 上)	・在学証明書 ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類 の写し	※通信教育は就学と認めていません。 ※在学証明書が提出できない場合は、学生証のコ ピーを提出してください。 ※オンラインの授業を受けている場合は、時間割表 にどの授業がオンライン授業か記載をしてくださ い。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等がわかる 書類を提出してください。
就学予定(1か月当た りの就学時間が64時 間以上)	・入所希望月に入学す ることが確認できる合格 通知書の写し ・時間割表 ・卒業予定日を示す書類 の写し	※通信教育は就学と認めていません。 ※オンラインの授業を受ける場合は、時間割表にど の授業がオンライン授業か記載をしてください。 ※時間割表は、1週間当たりの授業時間等が分かる 書類を提出してください。
虐待やDVのおそれ	・申立書 ・公的機関が発行する証 明書(保護命令書、保護 証明書等)	※申立書は、川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
 受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

資料2:その他必要となる書類

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が外国籍である	・在留カードの写し (両面)	※父母共に外国籍の場合、両親分が必要です。 ※在留資格が「特定活動」の場合は、特定活動の指定書の写しも同時に提出していただく場合があります。 ※就労・求職活動を理由に利用申込を行う場合は、利用申込日時点で就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。 ※在留カードの有効期限が保育所等の利用希望開始月より前に終了する場合は、保育所等の利用開始までに、更新後の在留カード(利用開始日以降の有効なもの)の提出が必要となります。提出がない場合、退所(辞退)となることがあります。
母子・父子家庭である	・戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	※お子さんを監護しているかたの戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)をご提出ください。母子家庭なら母、父子家庭なら父の戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。 ※手続き中等の理由により戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)を提出できない場合は「離婚届受理証明書」を提出してください。 ※現に同居している場合(住民票が同一の場合を含む)は、母子・父子家庭とは認められません。 ※外国籍のかたで戸籍を提出できない場合は、「申立書(外国籍のひとり親専用)」を保育幼稚園課ホームページよりダウンロードして提出してください。

市内在住、かつ令和8年4月1日時点も市内在住予定で
 受入歳児が2歳児までの保育所の2歳児クラス保護者様用

家庭やお子さんの状況	必要となる書類	留意事項
保護者が離婚を前提に別居している	・離婚調停中又は裁判中であることを証する書類の写し (事件係属証明書、調停期日通知書等)	※書類が提出できない場合や、現に同居している場合(住民票が同一の場合を含む)は、父母どちらのみが保護者であるとは認められませんので、別居中の配偶者の保育の必要性の事由を確認するための書類の提出が必要となります。 ※利用申込日(郵送の場合は到着日)から遡って6か月以内に発行された書類が有効です。 ※6か月前までに発行されたものであっても現状と異なる場合は、最新の状況が記載されたものを提出してください。
虐待やDVにより避難している	・申立書 ・公的機関が発行する証明書(保護命令書、保護証明書等)	※申立書は、川口市所定様式を使用してください。 ※利用申込前に保育幼稚園課にご相談ください。
保護者が拘禁中である	・拘禁中であることを証する書類	
保護者が指定難病医療等の給付を受けている	・ア～エのいずれかの写し ア 指定難病に係る医療受給者証 イ 特定疾患医療受給者証 ウ 県単独指定難病医療受給者証 エ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療受給者証	
同居している親族が障害者(療育)手帳の交付を受けている	・障害者(療育)手帳の写し	※氏名や等級・有効期限(判定日)が記載されている部分をコピーして提出してください。(有効期限(判定日)内のもの)

資料３：保育施設一覧（卒園児）

※３歳児の受入を行わない園は掲載していません。受入歳児が１歳児までの園に通う方で、２歳児までの園を希望する方は、「保育施設利用のてびき」等をご確認ください。

※下記施設の中には、協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に１か所の保育施設で共同保育を実施している施設があります。詳細は資料４「共同保育について」をご確認ください。

令和７年度既存施設

施設コード	施設名称	地区
2	栄町保育所	中 央
1	本町保育所	中 央
52	川口駅前保育園	中 央
463	川口きらら保育園	中 央
471	彩の実保育園	中 央
476	はなにご保育園	中 央
501	コマームナーサリー本町	中 央
496	たいよう保育園川口本町園	中 央
90	ういず川口本町保育園	中 央
475	ふるーる保育園川口本町	中 央
91	ういず川口東口保育園	中 央
500	コマームナーサリー樹モール	中 央
93	まなびの森保育園川口	中 央
466	キッズランド川口金山町園	中 央
95	太陽の子川口幸町保育園	中 央
72	あいう園	中 央
487	いろは園	中 央
104	保育所まゐ川口東口園	中 央
464	KIDSONE OHANA 川口	中 央
5	横曽根保育所	横曽根
7	仲町東保育所	横曽根
53	川口西保育園	横曽根
8	並木南保育所	横曽根
45	並木東保育園	横曽根
499	ミラッツ川口保育園	横曽根
477	川口アイ保育園	横曽根
75	ういず川口西口保育園	横曽根
491	KIDS ONE 川口	横曽根
103	川口すみれ保育園	横曽根
478	かわぐち杜の保育園	横曽根
460	みらい保育園	横曽根
497	なぎさ川口宮町保育園	横曽根
74	まなびの森 川口リボンシティ保育園	横曽根
457	西川口クマさん保育所	横曽根
8601	西川口幼稚園	横曽根
10	南青木保育所	青 木

施設コード	施設名称	地区
16	上青木西保育所	青 木
18	前川南保育所	青 木
17	前川保育所	青 木
14	青木保育所	青 木
15	上青木保育所	青 木
470	川口青木おおぞら保育園	青 木
494	ドルフィン・キッズ保育園川口	青 木
458	たいよう保育園中青木園	青 木
492	西青木クマさん保育所	青 木
62	しいのみ保育園	青 木
8503	認定こども園清泉幼稚園	青 木
19	あさひ保育所	南 平
20	朝日北保育所	南 平
22	朝日西保育所	南 平
46	南平保育園	南 平
25	領家保育所	南 平
461	バンビ保育園あさひ	南 平
81	おさなご園	南 平
94	ういず川口元郷駅前保育園	南 平
479	さくらそう保育園元郷	南 平
63	レオ保育園川口	南 平
61	アケボノ保育園	南 平
465	元郷まりーな保育園	南 平
102	みどりご園	南 平
27	新郷峯保育所	新 郷
26	新郷保育所	新 郷
467	あおい保育園	新 郷
8504	認定こども園 新郷南幼稚園	新 郷
28	根岸北保育所	神 根
29	神根保育所	神 根
67	まなびの森 川口こども園	神 根
468	川口木曽呂ゆたか保育園	神 根
498	汽車ぽっぽ保育園さぞろ	神 根
98	川口おおぞら保育園	神 根
101	川口星の子保育園	神 根
66	赤芝保育園	神 根

資料3：保育施設一覧（卒園児）

※3歳児の受入を行わない園は掲載していません。受入歳児が1歳児までの園に通う方で、2歳児までの園を希望する方は、「保育施設利用のてびき」等をご確認ください。

※下記施設の中には、協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施している施設があります。詳細は資料4「共同保育について」をご確認ください。

令和7年度既存施設

施設コード	施設名称	地区
35	芝中央保育所	芝
37	芝西保育所	芝
32	芝保育所	芝
34	芝園保育所	芝
38	芝北保育所	芝
30	芝南保育所	芝
36	芝高木保育所	芝
472	スキップ川口保育園	芝
106	リトル由保育園	芝
488	Gakkenほいくえん 川口芝	芝
105	インフィニティ保育園柳崎園	芝
8506	認定こども園川口さかえ幼稚園	芝
8507	川口しらぎく幼稚園	芝
8501	川口ふたばこども園	芝
39	安行保育所	安行
60	安行東光保育園	安行
490	プリスクレール・ディゾ・アンジェ安行藤八	安行
96	汽車ぽっぽ第2保育園	安行
99	かわぐちこころ保育園	安行
486	川口安行まりーな保育園	安行
8505	安行こども園	安行
31	戸塚西保育所	戸塚
40	戸塚保育所	戸塚
50	戸塚しらぎく保育園	戸塚
51	戸塚のぞみ保育園	戸塚
462	うぐす保育園川口戸塚	戸塚
92	フォーマザー西立野保育園	戸塚
481	東川口あら川保育園	戸塚
82	東川口鳩笛保育園	戸塚
502	第2東川口鳩笛保育園	戸塚
469	たいよう保育園東川口園	戸塚
454	プリスクレール・ディゾ・アンジェ川口戸塚	戸塚
483	そよ風保育園 戸塚園	戸塚
69	アスク東川口保育園	戸塚
97	ステラ川口戸塚保育園	戸塚
79	ういず戸塚安行駅前保育園	戸塚

施設コード	施設名称	地区
80	赤芝第二保育園	戸塚
495	東かわぐちポポロ保育園	戸塚
73	フォーマザー保育園	戸塚
76	汽車ぽっぽ保育園	戸塚
482	プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	戸塚
480	アートチャイルドケア川口くれよん保育園	戸塚
41	桜保育所	鳩ヶ谷
42	里保育所	鳩ヶ谷
44	三ツ和保育所	鳩ヶ谷
43	南鳩ヶ谷保育所	鳩ヶ谷
83	はとがや保育園	鳩ヶ谷
473	正光寺保育園鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷
489	鳩ヶ谷キッズランド	鳩ヶ谷
484	アルタキッズ鳩ヶ谷園	鳩ヶ谷
485	みずほ保育園川口里	鳩ヶ谷
459	いちごひがし保育園	鳩ヶ谷
86	鳩ヶ谷めぐみ保育園	鳩ヶ谷
84	いちご保育園	鳩ヶ谷
85	どんぐり保育園	鳩ヶ谷
100	太陽の子南鳩ヶ谷駅前保育園	鳩ヶ谷
88	いちごみなみ保育園	鳩ヶ谷
474	はちまんぎ保育園	鳩ヶ谷
455	川口まりーな保育園	鳩ヶ谷
89	バンビ保育園みどり	鳩ヶ谷
8502	みのりこども園	鳩ヶ谷

資料3: 保育施設一覧(認可保育施設に関するお知らせ)

利用申込の際は、ご留意いただきますようお願いいたします。

■移転に関するお知らせ

○朝日北保育所

朝日北保育所は、新園舎建て替えのため、仮設園舎(住所:朝日2-3-4)に一時移転しています。

【朝日北保育所所在地(仮設園舎) 位置図】



○しいのみ保育園

新園舎建て替えのため、敷地内に仮設園舎を建設し、一時移転を予定しています。仮設園舎への移転時期は令和7年11月ごろを予定しています。

■運営事業者変更のお知らせ

青木保育所は、令和8年4月1日より運営事業者が川口市となります。

■閉園のお知らせ

○青木北保育所(青木地区・公設公営)

令和8年3月31日をもって廃止いたします。

○タムスわんぱく保育園川口(神根地区・事業所内)

令和9年3月31日をもって閉園いたします。

○コンビプラザ川口東保育園(中央地区・民設民営)

令和10年3月31日をもって閉園いたします。

資料4:共同保育について

■ 土曜日共同保育(令和7年7月1日現在)

協定を結んだ近隣の保育施設が連携して、土曜日に1か所の保育施設で共同保育を実施する『土曜日共同保育』を行います。依頼施設に在籍しているお子さんが土曜日保育を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。なお、令和7年7月1日時点での実施施設の一覧となっています。今後、事業者の都合により、変更となる可能性があります。土曜日保育を希望するかたは、申込受付期間の終了日までに各施設へ土曜日保育について確認いただくようお願いします。

依頼施設		実施施設(実際に保育をする施設)		
地区	施設名称	地区	施設名称	所在地
戸塚	うさぎ野原の保育園	戸塚	汽車ぽっぽ保育園	東川口6-8-19
	うさぎ第2保育園			
横曽根	KIDS ONE 川口	中央	KIDSONE OHANA 川口	川口2-9-14
南平	さくらそう保育園朝日	南平	さくらそう保育園元郷	元郷1-21-13
	さくらそう保育園東領家			
中央	たいよう保育園川口本町園	青木	たいよう保育園中青木園	中青木4-11-1
青木	たいよう保育園上青木西園			
横曽根	たいよう保育園西川口駅西口園			
	たいよう保育園西川口駅東口園			
芝	たいよう保育園芝中田園			
戸塚	たいよう保育園戸塚東園	戸塚	たいよう保育園東川口園	戸塚3-1-25
戸塚	第1ひまわり園	戸塚	第2ひまわり園	戸塚南1-1-25
戸塚	第1フォーマミー保育園	戸塚	フォーマザー保育園	東川口3-2-29
	第3フォーマミー保育園			
市外	フォーマミー浦和美園保育園			
戸塚	第2東川口鳩笛保育園	戸塚	東川口鳩笛保育園	戸塚1-7-11
横曽根	西川口アイ保育園	横曽根	川口アイ保育園	川口6-5-16
戸塚	東川口駅前そよ風保育園	戸塚	そよ風保育園戸塚園	戸塚3-32-22
青木	びい〜んずくらぶNeo	青木	Merryびい〜んず保育園	前川1-14-4
中央	保育園キッズハウス川口園第2保育室	中央	保育園キッズハウス川口園第1保育室	川口1-5-14 スイフコタワー川口2F 201
横曽根	保育所まあむ川口西口園	横曽根	ういず川口西口保育園	飯塚1-2-16 川口ホームズ2F
中央	保育所まあむ川口東口園	中央	ういず川口東口保育園	栄町3-11-17 クレール川口プラザ1F
鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー南鳩ヶ谷ルーム	鳩ヶ谷	桃の花ナーサリー第2南鳩ヶ谷ルーム	南鳩ヶ谷4-17-16-301

■ 上記以外の土曜日保育

共同保育を実施していない施設については、原則、在籍している施設で保育を実施しています。ただし、事業者の都合により、共同保育へ変更となる可能性がありますので、土曜日保育を希望される方は、申込受付期間終了日までに各施設へご確認ください。

■ お盆期間の共同保育

お盆期間(8/13-8/16)について、「共同保育」を実施している施設があります。依頼施設に在籍しているお子さんがお盆期間に保育施設を利用される場合は、原則、実施施設へ送迎が必要となりますので、ご注意ください。実施の有無については、各施設へお問い合わせください。

資料5:川口市私立幼稚園 預かり保育実施一覧

川口市の私立幼稚園では、通常の保育時間の前後にお子様をお預かりする「預かり保育」を実施しております。
※詳細は各園にお問い合わせください。

《令和7年9月1日現在》

No.	幼稚園名	住所	電話番号	曜日	開園時間 (預かり保育時間含む 最長時間)	長期休暇中 (※1)
1	川口南	川口6-1-41	048-252-6460	月～金	7:00～19:00	○
2	川口文化	幸町3-5-33	048-253-0331	月～金	8:00～19:00	○
3	ゆりかご	坂下町3-17-20	048-281-3607	月～金	7:50～18:20	○
4	松葉	領家2-14-11	048-222-3245	月～金	7:30～17:00	○
5	小鳩	東本郷1185	048-281-0329	月～金	8:00～18:00	○
6	清月	芝5222	048-266-4760	月～金	8:40～17:00	
7	松原	安行領根岸2143-1	048-281-1245	月～金	7:30～19:00	○
8	共生	飯塚2-9-4	048-252-4101	月～金	8:00～18:30	○
9	川口アソカ	青木4-20-13	048-253-9489	月～金	8:30～18:30	○
10	いずみ	芝西2-16-3	048-265-0106	月～金	8:00～18:00	○
11	ふじみ	本前川2-12-15	048-266-7823	月～金	7:30～19:00	○
12	たちばな	辻705	048-283-2225	月～金	7:45～17:30	○
13	翠ヶ丘	安行慈林880	048-284-4141	月～金	8:30～18:00	○
14	青木錦生	中青木4-6-25	048-255-1158	月～金	8:30～18:00	○
15	小桜	石神1340	048-294-3366	月～金	8:00～17:30	○
16	北川口	道合1221	048-281-2333	月～金	8:00～18:00	○
17	旭	前野宿50	048-281-5353	月～金	8:30～17:30	○
18	みつわ	八幡木1-16-11	048-281-3062	月～金	7:30～18:30	○
19	芝みずほ	小谷場199-1	048-265-0233	月～金	7:50～18:30	○
20	きざろ	木曽呂838	048-295-1016	月～金	8:00～19:00	○
21	安行東光	安行原1625	048-296-1225	月～金	8:00～18:30	○
22	川口あけぼの	元郷5-25-10	048-222-5242	月～金	8:00～18:00	○
23	川口くるみ	末広3-9-19	048-222-3642	月～金	8:00～17:00	○
24	赤芝	赤芝新田540-1	048-295-1802	月～金	8:00～16:00	
25	ひのつめ	芝樋ノ爪2-8-25	048-265-5354	月～金	7:30～18:30	○
26	しば	芝下1-2-26	048-265-7156	月～金	7:30～18:30	○
27	川口	木曽呂1425	048-295-1195	月～金	7:30～19:00	○
28	やはぎ	南鳩ヶ谷3-9-1	048-284-0162	月～金	7:30～19:00	○
29	さと	里1155-5	048-284-6010	月～金	8:00～18:00	○
30	東川口	戸塚東3-8-25	048-296-0280	月～金	7:30～19:00	○
31	新郷松原	東本郷709-3	048-284-5675	月～金	7:30～19:00	○
32	芝園	芝園町3-16-1	048-269-2221	月～金	7:30～19:00	○

※ 長期休暇(夏休み、冬休み、春休み等)の実施については園へお問い合わせください。

川口市役所子ども部保育幼稚園課内 幼児教育無償化事務センター 電話:048-259-9043(直通)

【申請にあたっての同意事項】

1 翌年度から通う施設がなくなってしまう児童を少しでも減らすため、「変更を希望する保育所等の名称」欄には、利用可能な範囲内で、なるべく多くの保育所等を記入してください。

2 幼稚園を利用する等の理由により、変更（転園）の希望がなくなり、申請を取り下げたい場合は、速やかに保育幼稚園課にご連絡ください。

3 変更申請後に市外へ転出（引越）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合は、変更申請を取り下げます。また、面接実施後や利用決定後に市外へ転出（引越）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合も、原則利用を取り消します。

令和8年度利用保育所等変更申請書

(利用中施設が受入年齢到達となる新年度クラス児童用)

(あて先) 川口市長

上記同意事項に同意のうえ、現在利用している保育所等を変更したいので、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

申請者

保護者住所
ふりがな
保護者氏名
電話番号 () (父・母・他)

※申請について確認のご連絡をすることがありますので、繋がりがやすいかたの番号をご記入ください。

ふりがな		性別		生年月日	令和 年 月 日	歳児	
申込児童氏名		男・女					
利用中の保育所等の名称				利用変更希望月	令和 8 年 4 月		

変更を希望する保育所等の名称（川口市内の保育所等のみ記入してください）					
希望順位	施設コード	施設名	希望順位	施設コード	施設名
第1希望			第11希望		
第2希望			第12希望		
第3希望			第13希望		
第4希望			第14希望		
第5希望			第15希望		
第6希望			第16希望		
第7希望			第17希望		
第8希望			第18希望		
第9希望			第19希望		
第10希望			第20希望		

※利用可能な範囲内で、なるべく多くの保育所等を記入してください。

同居の家族の状況（上記申請保護者、申請児童以外すべての方を記入してください）			
氏名	続柄	生年月日	職業、学校、保育施設名等
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

どちらかに○をつけてください。

同居世帯者の中で 障害者手帳交付者	無 ・ 有	外国籍の保護者	無 ・ 有（父 ・ 母）
----------------------	-------	---------	--------------

※裏面も必ずご確認ください

市記入欄	受付日		受付者	
------	-----	--	-----	--

【兄弟姉妹と同時に申請をする方】

次の1又は2に記入してください。

※どちらにも該当する場合は、2のみ記入してください。

1 現在、兄弟姉妹が保育所等を利用しており、変更申請をするお子さんが同時に2人以上いる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ① ☐ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への変更を優先する）
- ② ☐ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への変更を優先する）

2 変更申請をするお子さん以外で、新規利用申込済又は新規利用申込をするお子さんがいる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ③ ☐ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への変更を優先する）
- ④ ☐ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への変更を優先する）

～保育所等を記入する際の注意事項～

選択番号	注 意 事 項
①	同時に利用をしたい保育所等までは、希望順をそろえて記入してください。 兄弟姉妹の転園申請では、申請書裏面の記入欄に③-アと記入してください。
②	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。 兄弟姉妹の転園申請では、申請書裏面の記入欄に③-イと記入してください。
③	同時に利用をしたい保育所等までは、希望順をそろえて記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の記入欄に③-アと記入してください。
④	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の記入欄に③-イと記入してください。

【注意事項】

- 1 別紙「令和8年度 卒園に伴う転園のご案内」をご確認のうえ、**令和7年10月15日（水）**までに現在利用中の保育施設へ提出してください。

利用調整を行うにあたり、保護者の保育の必要性の事由を証する書類（就労証明書等）が必要となりますので、この申請書に添付して提出してください。

保育の必要性の事由を証する書類（就労証明書等）が提出期限までに間に合わない場合は、**令和7年11月19日（水）**までに保育幼稚園課に持参又は郵送（必着）により提出してください。

※郵送の場合の宛先

〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 子ども部保育幼稚園課 入所係宛

- 2 申請書類の提出後に希望保育所等を変更したい場合は、**令和7年11月19日（水）**までに「申込内容変更届」を保育幼稚園課に持参又は郵送（必着）により提出してください。

※郵送の場合の宛先

〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 子ども部保育幼稚園課 入所係宛

- 3 【お子さんが地域型保育事業所に在籍中で「連携施設利用申請書」を提出した方へ】

連携施設の選考に内定した場合は、こちらの申請書による選考は行われません。連携施設の選考に内定しなかった場合は、こちらの申請書を利用し選考を行います。連携施設の選考に内定しなかった場合も「連携施設利用申請書」に記載した施設を希望する場合は、表面「変更を希望する保育所等の名称」欄にその施設名を記載してください。